委託契約書（案）

収入

印紙

貼付

ＳＡＧＡ２０２４実行委員会（以下「甲」という。）と□□□□株式会社（以下「乙」という。）とは、ＳＡＧＡ２０２４国民スポーツ大会ライフル射撃(50m/10m/BR/BP)競技リハーサル大会輸送・弁当調達業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

1. 甲及び乙は、各々の対等な立場による合意に基づいて、法令を遵守し、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（委託期間）

第２条　委託業務の委託期間は、契約締結日から令和５年（2023年）11月30日までとする。

（委託料）

第３条　委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金□□□，□□□円（うち消費税額及び地方消費税額□□，□□□円）とする。

なお、仕様書５（２）イ（オ）ｂの支給弁当代金（以下「支給弁当代金」という。）については、上記金額に含まれていないため、実費について別途支払いを行うものとする。

（契約保証金）

第４条　乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として金□□□円を甲に納付しなければならない。（又は「契約保証金は佐賀県財務規則第１１５条第３項第□号の規定を準用し免除する。」とする。）

（委託業務の処理方法）

第５条　乙は、委託業務を甲が別に定める「ＳＡＧＡ２０２４ライフル射撃競技リハーサル大会輸送・弁当調達業務委託仕様書（以下「仕様書」という）」及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第６条　乙は、委託業務を第三者に再委託又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について書面により甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

（権利の譲渡等の禁止）

第７条　乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（委託業務の調査等）

第８条　甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を調査し、乙に対して報告を求めることができる。

（完了報告書の提出）

第９条　乙は、委託業務を完了したときは、直ちに業務の完了に関する報告書（以下「完了報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

２　甲は、完了報告書を受理したときは、受理した日から１０日以内にその内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

３　乙は、前項の規定により不合格の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。前２項の規定は、本項の規定による補正について準用する。

４　第２項（前項後段において準用する場合も含む。）の検査（以下「検査」という。）及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

（委託料の請求及び支払）

第１０条　乙は、甲から前条第２項（同条第３項後段において準用する場合を含む。）の規定により合格した旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。

２　甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して３０日以内に乙に委託料を支払うものとする。

（概算払）

第１１条　第１０条の規定に関わらず、第３条に定める支給弁当代金について、概算払をすることができる。

２　乙は、前項の規定により概算払を請求するときは、概算払請求書（任意様式）を甲に提出するものとし、甲は、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払わなければならない。

３　乙は、第１項の規定により概算払の支払いを受けた場合は、当該業務完了後、遅滞なく当該業務に係る支出の内訳を明らかにした概算払精算書（任意様式）を甲に提出し、精算書に基づき精算を行うものとする。

（履行遅滞の場合における遅延利息）

第１２条　乙の責に帰すべき理由により、契約期間内に委託業務を完了しない場合には、乙は、遅延日数に応じ、委託料に年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

２　甲の責に帰すべき理由により、第１０条第２項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（契約の解除）

第１３条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（１）乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

（２）乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

（３）自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

２　甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（違約金）

第１４条　前条第１項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、違約金として契約金額の１００分の１０に相当する額を甲の指定する期限までに支払わなければならない。

２　前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

３　第１項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年2.5%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

（損害賠償）

第１５条　乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

２　乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第１６条　乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（権利の帰属）

第１７条　仕様書等に規定するところにより乙が甲に引き渡すべき成果物（以下「本件成果物」という。）は甲の所有とする。

２　本件成果物の著作権は、甲に帰属し、乙が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、甲の承諾を受けなければならない。

３　甲は、本件成果物を公表することができる。この甲の公表権については、乙はいかなる権利も主張できない。

４　委託業務の実施のために使用された甲が所有する資料等の著作権は甲に帰属する。ただし、乙が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、甲はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は乙に帰属する。

５　第１項の成果物及び前項の資料等に乙が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む）が含まれていた場合は、乙に留保されるが、甲は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。

６　乙は、本条項に違反したことにより、甲及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（費用の負担）

第１８条　この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

（協議）

第１９条　この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

　この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする

　　令和　　年　　月　　日

印

　　　　　　　　委託者（甲）　佐賀市城内一丁目１番５９号

　　　　　　　　　　　　　　　ＳＡＧＡ２０２４実行委員会

会　長　　山口　祥義

　　　　　　　　受託者（乙）　□□□県□□□市□□□番地

　　　　　　　　　　　　　　　　□□□□□□□□株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　　□□　□□